

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公表番号】特表2012-514597(P2012-514597A)

【公表日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2012-025

【出願番号】特願2011-544414(P2011-544414)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/231	(2006.01)
A 6 1 K	31/232	(2006.01)
A 6 1 K	31/683	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)
A 2 3 K	1/18	(2006.01)
A 2 3 K	1/16	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/231	
A 6 1 K	31/232	
A 6 1 K	31/683	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 2 3 L	1/30	A
A 2 3 K	1/18	A
A 2 3 K	1/16	3 0 1 H
A 2 3 K	1/16	3 0 3 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年6月4日(2014.6.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

[0031] L C P U F A は、当業者に公知の任意の L C P U F A であつてよい。様々な実施形態において、L C P U F A は、少なくとも 18 個の炭素原子及び少なくとも 2 個の二重

結合を有する少なくとも1種のモノカルボン酸である。他の実施形態において、L C P U F Aは、少なくとも20個の炭素原子及び少なくとも2個の二重結合を有する少なくとも1種のモノカルボン酸である。L C P U F Aの例としては、脂肪酸、例えばリノール酸 $18:2(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-9,12}$ -オクタデカジエン酸；リノレン酸(G L A) $18:3(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-6,9,12}$ -オクタデカトリエン酸；エイコサジエン酸 $20:2(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-11,14}$ -エイコサジエン酸；ジホモリノレン酸(D G L A) $20:3(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-8,11,14}$ -エイコサトリエン酸；アラキドン酸(A A) $20:4(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-5,8,11,14}$ -エイコサテトラエン酸；ドコサジエン酸 $22:2(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-13,16}$ -ドコサジエン酸；アドレン酸 $22:4(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-7,10,13,16}$ -ドコサテトラエン酸；及びドコサペンタエン酸(オズボンド酸) $22:5(n-6)_{\text{a}11-\text{c}is-4,7,10,13,16}$ -ドコサペンタエン酸、並びに3脂肪酸、例えばリノレン酸(A L A) $18:3(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-9,12,15}$ -オクタデカトリエン酸；ステアリドン酸(S T D) $18:4(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-6,9,12,15}$ -オクタデカテトラエン酸；エイコサトリエン酸(E T E) $20:3(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-11,14,17}$ -エイコサトリエン酸；エイコサテトラエン酸(E T A) $20:4(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-8,11,14,17}$ -エイコサテトラエン酸；エイコサペンタエン酸(E P A) $20:5(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-5,8,11,14,17}$ -エイコサペンタエン酸；ドコサペンタエン酸(D P A)(クルパドノン酸) $22:5(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-7,10,13,16,19}$ -ドコサペンタエン酸；ドコサヘキサエン酸(D H A) $22:6(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-4,7,10,13,16,19}$ -ドコサヘキサエン酸；テトラコサペンタエン酸 $24:5(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-9,12,15,18,21}$ -ドコサヘキサエン酸；及びテトラコサヘキサエン酸(ニシン酸) $24:6(n-3)_{\text{a}11-\text{c}is-6,9,12,15,18,21}$ -テトラコセン酸が挙げられる。L C P U F Aは、遊離化合物として、或いはアシルグリセロール(モノアシルグリセロール、ジアシルグリセロール及びトリアシルグリセロール)又はグリセロリン脂質(ホスファチジルコリン、ホスファチジルエタノールアミン、ホスファチジルイノシトール又はホスファチジルセリン)等のエステルとして提供できる。好ましくは、L C P U F Aは、トリアシルグリセロール又はリン脂質誘導体として動物に投与される。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0045

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0045】

【表1】

表1

食餌組成物(食餌kg当たりのg)

	妊娠期及び授乳期中の雌 に与えられた食餌			離乳期後の若年ラット に与えられた食餌
	対照	DHA-TG	DHA-PL	成長食
脂質	200	200	200	50
18:2n-6	34.12	33.12	32.68	35
18:3n-3	6.44	3.46	3.34	7
DHA	-	1.2	1.2	-
カゼイン	270	270	270	180
デンプン	200	200	200	460
グルコース	207.65	207.65	207.65	230
非栄養纖維	50	50	50	20
ビタミン(混合)	10	10	10	10
ミネラル(混合)	50.85	50.85	50.85	50
L-メチオニン	2.5	2.5	2.5	-
コリン	2.75	2.75	2.75	-
イノシトール	6.25	6.25	6.25	-

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

動物における内因性スマローゲン量の増加剤であって、

リノール酸、リノレン酸及びドコサヘキサエン酸を含む長鎖多価不飽和脂肪酸(LC

PUFA)を有効成分として含有し、

前記LCPUFAがグリセロリン脂質として投与されるように用いられる、

増加剤。

【請求項2】

前記LCPUFAが、少なくとも18個の炭素原子及び少なくとも2個の二重結合を有するモノカルボン酸である、請求項1に記載の増加剤。

【請求項3】

前記LCPUFAが6脂肪酸及び3脂肪酸である、請求項1又は2に記載の増加剤。

。

【請求項4】

前記LCPUFAが経口投与されるように用いられる、請求項1~3のいずれか一項に記載の増加剤。

【請求項5】

前記LCPUFAが約1~約1000mg/kg/日の量又は約1~約1000g/kg/食餌の量で動物に投与されるように用いられる、請求項1~4のいずれか一項に記載の増加剤。

【請求項 6】

プラスマローゲン量の低下に起因するかその影響を受ける、動物の疾患又は状態の予防又は治療剤であって、

リノール酸、リノレン酸及びドコサヘキサエン酸を含む長鎖多価不飽和脂肪酸（L C P U F A）を有効成分として含有し、

内因性プラスマローゲン量を増加させる量の前記 L C P U F A が動物に投与されるように用いられ、

前記 L C P U F A がグリセロリン脂質として投与されるように用いられ、

前記疾患又は状態は、メタボリックシンドローム、結腸癌、前立腺癌、肺癌、乳癌、卵巣癌及び腎臓癌から選ばれる、

予防又は治療剤。

【請求項 7】

前記 L C P U F A が、少なくとも 18 個の炭素原子及び少なくとも 2 個の二重結合を有するモノカルボン酸である、請求項 6 に記載の予防又は治療剤。

【請求項 8】

前記 L C P U F A が 6 脂肪酸及び 3 脂肪酸である、請求項 6 又は 7 に記載の予防又は治療剤。

【請求項 9】

前記 L C P U F A が経口投与されるように用いられる、請求項 6 ~ 8 のいずれか一項に記載の予防又は治療剤。

【請求項 10】

前記 L C P U F A が約 1 ~ 約 1000 mg / kg / 日の量又は約 1 ~ 約 1000 g / kg / 食餌の量で動物に投与されるように用いられる、請求項 6 ~ 9 のいずれか一項に記載の予防又は治療剤。